

駒岡清掃工場更新事業環境影響評価事後調査報告書（供用後）作成業務

第1章 共通仕様書

1 業務目的

本業務は、札幌市環境影響評価条例（以下、「条例」という。）第39条に基づく「駒岡清掃工場更新事業環境影響評価」に係る事後調査として、施設供用後における周辺環境への影響を把握するために施設の稼働後に調査を行い、事後調査報告書を作成するものである。

2 業務名称

駒岡清掃工場更新事業環境影響評価事後調査報告書（供用後）作成業務

3 履行場所

札幌市南区真駒内 129 番 3 他

4 履行期間

契約締結日より令和 8 年(2026 年)12 月 11 日まで

5 業務項目

本業務に係る項目は本仕様書及び特記仕様書による。

6 提出書類

業務にあたり受託者が提出する書類は下記のとおりとする。なお、成果報告書の作成に当たっては事前に委託者と協議を行うこと。また、概要資料・成果報告書について、図表その他、電子データで提出可能なものは電子データでも提出すること。

（1）契約締結後速やかに提出する書類

ア 業務着手届	1 部
イ 業務責任者等指定通知書	1 部
ウ 主任技術者経歴書	1 部
エ 業務工程表	1 部

（2）契約締結後 7 日以内に提出する書類

ア 業務実施計画書	1 部
-----------	-----

（3）業務期間中に提出する書類

ア 業務協議簿	1 部
---------	-----

協議後 3 日以内に提出すること。

イ 議事録	1 部
-------	-----

打ち合わせ後 3 日以内に電子メールで提出したうえで、承認を受けたものを成果報告書に綴じこむこと。

（4）業務完了後直ちに提出する書類

ア 業務完了届	1 部
---------	-----

成果品目録を添付すること

イ 成果報告書、A4 製本

成果報告書には本仕様書 6（3）（業務協議簿は写しとする）及び 6（5）を含むこと。

ウ 参考資料 一式

エ 電子データ（準備書本書及び要約書を含む） 一式

（5）その他委託者が必要と認めた書類

（6）業務実施計画書に関する注意事項

受託者は契約締結後、業務の工程等の詳細について委託者と協議の上、原則 7 日以内に業務実施計画書を作成し提出すること。

（7）成果報告書に関する注意事項

ア 検討過程資料、計算根拠、出典等資料は全て明確にし、整理して提出すること。（特に、電算機使用の場合は入力条件を明示すること。）

イ 文献・その他資料を引用する場合は、その文献・資料名を明記すること。

ウ 作成にあたって、調査収集資料及び解析検討結果は図表等を用いて具体的かつ明瞭に整理すること。その様式・内容・作成する図面のサイズ・表現方法など編集方法について、あらかじめ委託者と協議すること。

エ 検討書・計算書・資料集・業務協議簿（写し）・議事録・業務状況写真・その他委託者から指定されたものを添付すること。

オ 成果報告書の提出にあたっては、業務責任者又は主任技術者が立会うこと。

カ 電子データは、原則以下の 2 種類を作成し、他形式で提出する際は、委託者と協議すること。Microsoft Office 形式等（Microsoft Office365・2024 と互換性があること）の編集可能形式と PDF 形式で作成すること。なお、編集可能形式のファイル内で使用された図表又は写真等の元データは提出書類（電子データ）として納品すること。

キ 編集可能形式の電子データは委託者が自由に変更できる状態にすること。また、PDF 形式の電子データは印刷ができる状態にすること。

ク 提出書類の名称は、原則として本仕様書に記載された名称に準じること。

ケ 成果報告書は目次及びインデックスをつけるなど、資料検索が容易にできること。

7 著作権

成果報告書に関する全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）は委託者に無償で譲渡すること。ただし、受託者が自ら作成したもの以外についてはこの限りではない。

8 再委託

受託者は、次に掲げる業務の主たる部分について再委託することはできない。

（1）総合的な業務履行計画及び進捗管理

（2）調査手法の決定及び最終的な技術的判断

なお、前述の主たる部分以外については、専門業者等への再委託を可能とするが、再委託する業務範囲及び選考する業者について、再委託承諾願を事前に提出のうえ委託者の承諾を得ること。

9 業務責任者及び主任技術者

- (1) 受託者は、業務の円滑な遂行を図るため、平成 27 年(2015 年) 4 月 1 日以降に完了した廃棄物処理施設に関する環境影響評価又は生活環境影響評価の業務経験がある主任技術者を定めること。
- (2) 主任技術者は、次のいずれかの資格を有すること。
- ア 技術士（総合技術監理部門-環境-環境影響評価）
 - イ 技術士（総合技術監理部門-環境-環境保全計画）
 - ウ 技術士（総合技術監理部門-建設-建設環境に関する専門分野）
 - エ 技術士（総合技術監理部門-衛生工学-廃棄物・資源循環）
 - オ 技術士（環境部門-環境影響評価）
 - カ 技術士（環境部門-環境保全計画）
 - キ 技術士（建設部門-建設環境に関する専門分野）
 - ク 技術士（衛生工学部門-廃棄物・資源循環）
- (3) 受託者は、業務責任者及び主任技術者をもって秩序正しく業務を行わせるとともに高度な技術を要する部門については、専門的な知識を有する技術者を配置しなければならない。また主任技術者は、業務の全般にわたり技術的監理を行なわなければならない。なお、業務責任者は主任技術者を兼務することができるものとする。
- (4) すべての打ち合わせには、特別な事情がない限り業務責任者又は主任技術者が出席すること。

1 0 資料の貸与

委託者の資料が業務に必要な場合は、所定の手続きにより閲覧・貸与を行う。なお、資料の貸与を受ける際には、借用書類リストを提出すること。

1 1 法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

1 2 秘密の保持

受託者は業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、コンサルタントとしての中立性を遵守しなければならない。

1 3 関係機関との協議

環境影響評価の内容について関係する自治体・官公署等との協議を必要とするとき、又は協議を求められた場合、その対応を行うこと。

1 4 議事録及び業務協議簿

本業務についての打ち合わせ又は協議は委託者が必要と認めたときに実施し、受託者がその内容を議事録又は業務協議簿として記録したうえで 3 日以内に提出すること。

1 5 疑義の解釈

業務の遂行において仕様書に明示されていない事項がある場合は、双方協議の上定めるものとする。業務上必要と認められる軽微な事項については、受託者の責任において行うものとする。

1 6 環境に配慮した業務履行

受託者は、委託者の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷の低減に配慮した業務履行に努めること。特に、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (2) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、急発進・急加速の禁止やアイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (3) 業務に係る用品等は、極力エコマーク商品等のグリーン仕様品を使用すること。

第2章 特記仕様書

1 業務の内容

本委託業務の内容は、次のとおりとする。なお、業務の実施にあたっては、条例、同条例施行規則及び条例に基づく技術指針並びに評価書に基づくものとし、評価書に係る札幌市環境影響評価審議会の審議内容及び市長の意見を踏まえるものとする。

(1) 調査

ア 騒音

騒音に係る調査内容は表1-1に示すとおりとする。

表1-1 騒音に係る調査内容

調査項目		調査期間	調査方法	調査地点
騒音	時間率騒音レベル(Lx)	施設稼働後 1回 24時間	騒音規制法に基づく「特定工場等において発生する騒音の規制基準」及び「騒音に係る環境基準について」に記載の方法に準拠	調査地点は、図 1-1 に示す、敷地境界 4 地点及び近接住宅 4 地点(B 地点、C 地点、D 地点、E 地点)とする

イ 振動

振動に係る調査内容は表1-2に示すとおりとする。

表 1-2 振動に係る調査内容

調査項目		調査期間	調査方法	調査地点
振動	時間率振動レベル(Lx)	施設稼働後 1回 24時間	「振動規制法施行規則」(昭和 51 年総理府令))に記載の方法に準拠	調査地点は、図 1-1 に示す、敷地境界 4 地点及び近接住宅 4 地点(B 地点、C 地点、D 地点、E 地点)とする

ウ 低周波音

低周波音に係る調査内容は表1-3に示すとおりとする。

表1-3 低周波音に係る調査内容

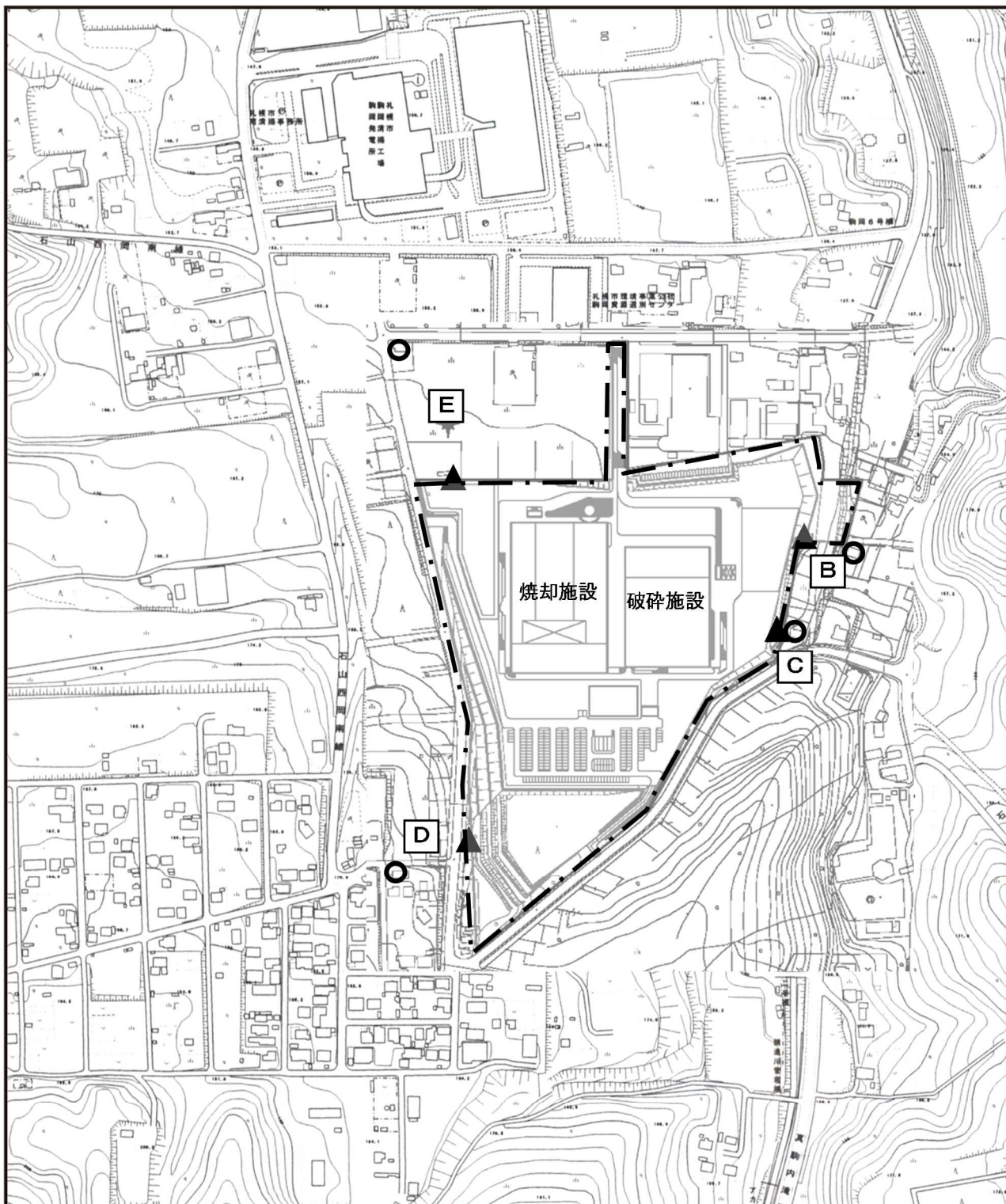
調査項目		調査期間	調査方法	調査地点
低周波音	低周波音の1/3 オクターブバンド音圧レベル、G 特性音圧レベル	施設稼働後 1 回 24 時間	「低周波音の測定方法に関するマニュアル」(平成 12 年 10 月、環境庁大気保全局)に定める方法に準拠	調査地点は、図 1-1 に示す、敷地境界 4 地点及び近接住宅 4 地点(B 地点、C 地点、D 地点、E 地点)とする

エ 動物

動物に係る調査内容は表1-4に示すとおりとする

表1-4 動物に係る調査内容

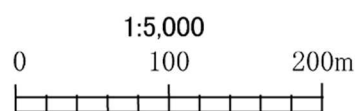
調査項目		調査期間	調査方法	調査地点
動 物	ヒナコウモリ科	施設稼動後 1回 7月	バットディテクターを用いた任意観察により、鳴き声等を記録する方法	調査範囲は図 1-2 に示す範囲とする
	エゾシカ	施設稼動後 1年間 (データ回収は 1回/月)	センサーカメラ1年間設置することにより侵入状況の観察を行う。設置数はエゾシカの行動把握に必要な数とする(3地点想定)	調査範囲は図 1-2 に示す範囲とする
	希少猛禽類、クマゲラ等 (一般種も記録)	施設稼動後3回 4月、5月、6月 (2日/回)	定点観察法及び任意観察法により、種類及び確認状況を記録する方法とする	調査地点は図 1-2 に示す4地点 (St. 1, St. 2, St. 3, St. 4) とする



凡 例	
	事業実施区域
	事後調査地点(敷地境界)
	事後調査地点(近接住居)

※A地点は欠番(今回の調査対象外)である

図 1-1 事後調査地点位置図
(騒音、振動、低周波音)



(2) 現況調査報告書作成及び公表

施設の供用開始後の事後調査においては、供用開始後（騒音・振動・低周波音）及び供用開始後1年目（動物）の各々の調査について調査結果をとりまとめて報告書を作成し、各調査結果は速報として札幌市ホームページに公表するためにインターネット公表用のPDFデータを作成する。なお、本業務の報告書は、事後調査報告書における現況調査データとなることから、構成に留意し、図表を用いて適切にとりまとめを行うものとする。また、事後調査の結果、環境影響の程度が著しいものとみなされる場合には、適切な環境保全措置を提案することとする。

(3) 事後調査報告書の作成

事業計画の内容、事後調査の内容及び結果等を取りまとめ、事後調査報告書を作成する。図書の作成にあたっては、図表等を適切に用いること。評価書で使用されている文言、表現等については、統一して使用すること。

ア 事業の目的及び内容

事業の目的、事業実施区域の位置、規模、内容を整理する。評価書の内容を踏襲するが、記載が必要な内容について、追加・修正を行う。

イ 事後調査の内容

事後調査の内容について、事後調査の項目、調査方法、調査範囲等を記載する。

ウ 事後調査の結果

事後調査を行った結果について記載する。

エ 事後調査の結果を受けて講じた措置

事後調査の結果に検討を加え、必要な措置を講じた場合にその内容を記載する。

オ 事後調査報告書の製本

事後調査報告書を3部製本（写真集、報告書データ含む）し納品する。

2 打合せ協議

業務着手時、中間(3回)、事後調査報告書作成後とし計5回打合を予定している。

3 その他

現地調査に係る除雪費等は受託者が負担すること。